

清 監 第 3 0 号

令和 8 年 9 月 1 日

清 水 町 長 関 義弘 様

清水町議会議長 佐野 俊光 様

清水町教育長 杉田 暁彦 様

清水町監査委員 鈴木 清文
同 松浦 俊介

令和 8 年度第 1 回定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第 4 項の規定により、令和 8 年度第 1 回定期監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和8年度第1回定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項、清水町監査委員に関する条例第3条）

2 監査の期日及び対象

令和8年8月19日 清水幼稚園、清水北幼稚園、清水保育所

令和8年8月20日 南保育所、清水南幼稚園、清水西幼稚園

3 監査の範囲

2の監査対象がそれぞれ所管する令和8年4月1日から同年7月末日までの令和8年度の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行

4 監査の方法

監査に当たっては、清水町監査基準(令和元年清水町監査委員告示第8号)に準拠し、事前に提出を求めた関連資料及び提示された関係書類等に基づき、事務事業の実施状況について、こども未来課長、同課長補佐及び関係職員から監査委員室においてヒアリングを行った。

また、各保育所及び幼稚園に出向いて、所長又は園長らから説明を聴取し、質疑応答を交え、関係諸帳簿等の検査を行うとともに施設管理の状況等の確認を行うなど、その他通常実施すべき監査を行った。

併せて、各保育所及び幼稚園において管理する現金の取扱状況についても確認を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した範囲において、町立保育所及び町立幼稚園における財務に関する事務及び事務事業は、おおむね適正に執行されており、また、施設等の管理状況についても、概ね適正であったと認められるものの、一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、その都度、口頭で指導したので省略する。

(1) 職員の勤務状況に関すること

概ね適正に処理されているものと認められるものの、一部に年次休暇請求簿等で承認された年休等の月日や時間数が出勤簿に誤記されているものや年休が承認された日の出勤簿に押印されているものといった誤りなどが見られた。

また、親族の葬儀等で特別休暇を請求する際、特別休暇請求簿の事由欄に「忌引き」としか記載されておらず、親族と職員との関係性が不明であり休暇日数が確認できないものがあった。

これらについては、こども未来課において標準的な取扱方法を定め、所属職員への適切な周知指導を行うこと。

なお、保育所及び幼稚園は、未就学児の保育・教育の最前線であり、魅力ある保育や幼児教育の時間を確保できるよう、保育士・教諭による出退勤管理事務の負担を軽減するため、ＩＣＴを活用した出退勤管理システムの導入に向け、既に利用している業務支援ツールの活用や先進団体等の調査研究に取り組むことを切望する。

(2) 出張事務に関すること

概ね適正に処理されているものと認められる。

(3) 歳出予算の執行状況に関すること

概ね適正に執行されているものと認められ、今後も計画的な予算執行に注力願いたい。

(4) 現金の管理に関すること

公金及び準公金について、概ね適正に管理されているものと認められるものの、各保育所及び幼稚園により準公金の経理方法等が異なっていることが確認された。

町では平成25年に「公金等取扱事務の管理適正化方針」を定め、その中で準公金の取扱について示しているところであるが、具体的な処理手順書が作成されていないものと類推される。

P T A会費や保育用品代等の準公金は、保護者が児童保育・幼児教育の充実・発展のために、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費であるといえるもの

であり、各保育所及び幼稚園は、準公金の適正かつ効率的な執行を図るとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う責務があることから、こども未来課においては、各保育所及び幼稚園における準公金に係る会計の運用を支援するため、具体的な処理手順といった統一的なルール作りを切に要望する。

(5) 防災及び防犯対策に関すること

各保育所及び幼稚園では、防災計画書を策定するとともに、火災や地震、風水害等に対する避難訓練等について、町くらし安全課や沼津警察署と連携するなどして定期的に実施していることを確認した。

(6) 保育所及び幼稚園の施設管理に関すること

いずれの施設も概ね適正に管理されているものと認められるものの、築年数に応じた経年劣化による不具合が確認できた。

清水町公共施設等総合管理計画個別施設計画に沿って計画的に修繕が行われているとともに、緊急的な修繕も行われているものと認識しているが、清水町幼稚園・保育所再編計画が進展している中、設備等の維持に苦慮している施設も見受けられるものの、児童園児が安全で安心して1日が過ごせる環境となるよう設備等の維持管理に努力願いたい。

なお、職員に貸与しているそれぞれの施設の鍵については、管理台帳を作成し、適宜貸与状態の確認を行っていただきたい。

6 その他意見（要望）

その他、今回の監査を通じ、次の2点について意見を述べる。

(1) 幼稚園及び保育所の再編事業について

令和6年5月に策定された清水町幼稚園・保育所再編計画は、清水北幼稚園は令和8年度末に、清水西幼稚園は令和9年度末に、それぞれ廃園し、また、清水保育所は令和10年度末に廃園するスケジュールで動き出しているところである。

廃園に伴い廃園時に在籍している児童や園児は、町内外の幼稚園や保育所のほか、認定こども園へ転園するものと想定されるが、児童・園児やその保護者が転園に不

安とならぬよう、きめ細やかな支援に努めていただきたい。

また、存続する南保育所、清水幼稚園及び清水南幼稚園の3つの施設のほか、再編により整備される新たな施設も含め、少子化が全国的に進行する中、子育て世帯から清水町が選択されるよう、保育・教育サービスを充実し、魅力ある保育所・幼稚園の運営を目指していただきたい。

(2) 外国籍児童・園児への対応について

清水西幼稚園では5割近くの外国籍園児が在籍しており、その支援策として、汎用型の音声通訳機（情報端末）の導入や外国語が堪能な会計年度任用職員2人を任用している。

この外国籍教育支援の会計年度任用職員は、園児だけでなく外国籍保護者との通訳補助も担っており、幼稚園の運営に欠かせない人材となっている。

清水町には外国籍住民が比較的多く、多文化共生の観点からも、このような通訳支援の人材の確保は必須となることから、処遇の改善をはじめ、他の手法等を検討し、この業務に携わる職員等を今後も継続して確保願いたい。